

議案第 78 号

豊山町国民健康保険条例の一部改正について

豊山町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 12 月 1 日提出

豊山町長 鈴木 幸 育

## 豊山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊山町国民健康保険条例（昭和42年豊山町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改め、同項ただし書中「3万円」を「1万6千円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

### 提出理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令等の一部改正に伴い関係条文を改正する必要があるからである。